

みっきい卓球クラブ

三木市地域クラブ「みきティブ」
認定クラブ

2026年4月
スタート

会員募集!!!

日時：毎週土曜日 15:30-18:30

場所：三木市立福井コミュニティセンター

兵庫県三木市福井3丁目9番1号 Tel：0794-82-7300

神戸電鉄三木駅徒歩約10分

会費：3000円/月 ※他スポーツ保険等実費必要

申込先：岩崎誠(指導責任者) 090-7355-3793

申込書に必要事項を記入して下さい。

【クラブ概要】

●活動方針：「きびしく、楽しくをモットー」に、基本技術から実戦技術までの習得と礼儀マナーを身に着ける。

●代表者：塩谷英雄

資格：日本スポーツ協会公認スポーツ指導者【卓球コーチ1】

略歴：三木市卓球協会会長 三木市スポーツ協会理事

●指導責任者：岩崎誠

実績：中学生指導歴40年、中学生県大会上位選手(ベスト8以上)輩出

略歴：三木市卓球協会顧問

●非常勤指導者(三木市卓球協会理事)

田中勝彦、山本卓弥(3段)、岩崎陽介、上田和弘、生田善央

※全日本実業団選手権出場経験等有り 他理事の臨時指導あり



みっきい卓球クラブ加入申込書 《中学生以下》

三木市地域クラブ「みきティブ」認定クラブ

記入日		加入月	年 月
ふりがな		男・女	中学校 年
氏名			生年月日(西暦)
住所	〒		
保護者氏名	(署名とします)		
携帯番号	※保護者から岩崎(指導責任者)への連絡用番号		
会員の宣誓	会員規約を遵守することを誓います。		

【問い合わせ・申込】 随時、申し込んでください。

みっきい卓球クラブ 指導責任者：岩崎 誠 携帯 090-7355-3793

----- 切り取り線 -----

中学生等レベルアップ目的

みっきい卓球クラブ

「卓球がうまくなりたい、技術をもっと教えてもらいたい。
レベルアップしたい」と考えている皆さんをお待ちしています。

※三木市卓球協会が三木市地域クラブ「みきティブ」の認定を受けて運営します。

☆みっきいリーグに参加し、運営にも携わります。

対象	レベルアップ目的の中学生以下男女
日時	毎週土曜15:30-18:30 ※原則
会費	3,000円/月 ※その他スポーツ保険等の実費必要です。 (用途は指導者報酬、ボール等の練習必需品、運営費用です)
場所	福井コミュニティセンター(原則) ※みっきいリーグは三木山総合体育館13:30~20:00
定員	20名程度

みっきい卓球クラブ規約【会員用】

第1章 総 則

(名 称)

第1条 このクラブは、総称を「みっきい卓球クラブ」(以下「クラブ」という。)と称し、事務局を三木市卓球協会(以下「卓球協会」という。)事務局内に置く。

(所 属)

第2条 クラブは、「卓球協会」に所属し、その指導助言を受けて活動する。

(目 的)

第3条 クラブは、中学生のスポーツ活動の受け皿として振興を図り、会員の健全な心身を育成するとともに、地域社会における生涯スポーツ卓球の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 クラブは、前条の目的のため、次の事業を行う。

1. 卓球スクール
2. 卓球大会への参加(みっきいリーグ大会への参加と運営補助)
3. その他クラブの目的達成のために必要な事項

第2章 組 織

(クラブの構成)

第5条 クラブは、会員、登録指導者及びクラブの目的に賛同する者で構成する。

(運営機関)

第6条 クラブの事業運営のため運営委員会を設置する。

第3章 会 員

(入会手続)

第7条 クラブに入会するものは、所定の手続きに従い会費を納入する。

(会 費)

第8条 会費とは次のものをいう。

- (1) 月会費
- (2) その他諸費用

第4章 会 議

(運営委員会)

第9条 3、運営委員会は、クラブを掌握し、クラブ運営に関する事項を協議し、決定する。

4、会長は、「卓球協会」の会長がこれにあたり、副会長、委員は会長がこれを委嘱する。

第5章 事故の責任

(事故の責任)

第10条 1、会員はクラブの活動に際しては、クラブの諸規定及び施設管理者並びに指導者の指示に従い、自己の責任において行動するものとする。

2、前項に違反して盗難、傷害等の事故が発生した場合、クラブ及び指導者に対し、一切の損害賠償を請求しないものとする。

第11条 1、会員はスポーツ安全保険に加入しなければならない。

2、クラブは、その活動中の障害については、スポーツ安全保険の対象範囲内でのみ対応するものとする。

第6章 細 則

(細 則)

第12条 この規約に定めのない事項、及び運営上必要な細則は、運営委員会の決議によって定める。

(規約の改正)

第13条 この規約の改廃は、運営委員会の決議によるものとする。

附 則

この規約は、令和8年2月1日より施行する。